標準化教育プログラム［共通知識編］

第 4 章
JISの作り方とJISマーク制度の改正

本資料は，経済産業省委託事業である
「平成18年度基準認証研究開発事業
（標準化に関する研修・教育プログラムの開発）」
の成果である。

製作日：2007年10月1日
制　作：和田野　晋
（標準講義時間：90分）

学習のねらい ・・・・・ 第4章 JISの作り方と JISマーク制度の改正

JISの作り方

JISの作り方を理解する。

JISマーク制度の改正

JISマーク表示制度の改正目的と改正内容を理解する。

目　次 ・・・・・ 第4章 JISの作り方と JISマーク制度の改正

1 JIS の作り方
- 1.1 JIS 制定等のプロセス
- 1.2 JIS原案作成マニュアル
- 1.3 事前実施事項
- 1.4 検討体制の整備
- 1.5 12条申出の事前調査
- 1.6 原案作成にあたっての留意点
- 1.7 12条申出
- 1.8 申出後のフォローアップ
- 1.9 JISの入手閲覧方法

2 JISマーク制度の改正
- 2.1 JIS マーク制度
- 2.2 用語の説明
- 2.3 JISマーク制度の改正
- 2.4 JISマークのデザインの変更
- 2.5 制度改正のメリット
- 2.6 新 JIS マーク制度での認証取得

まとめ

演習問題

参考資料

1.1 JIS制定等のプロセス ①

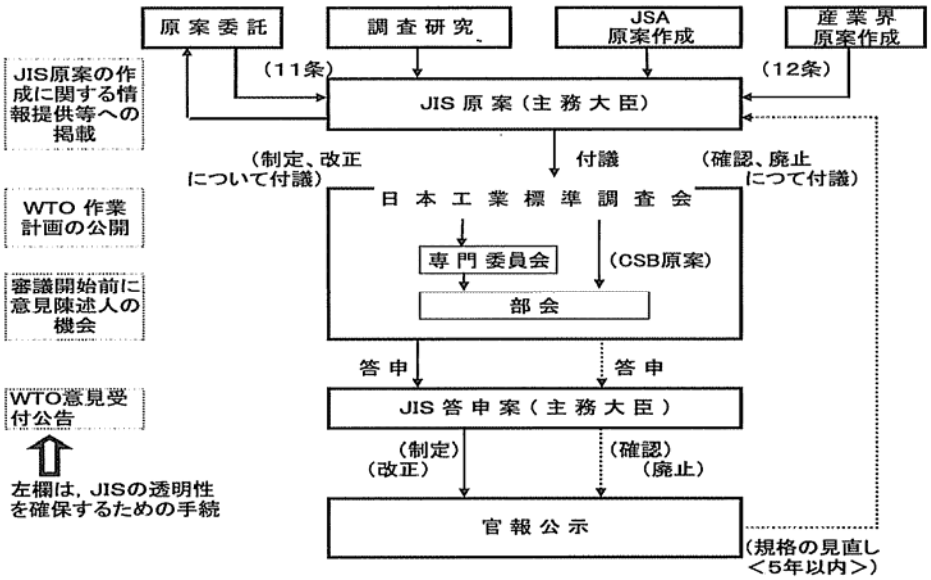

[出所：JISC，JISの制定等のプロセス（http://www.jisc.go.jp/jis-act/cap_process.html）]

JIS の作り方とJISマーク制度の改正　4

p.4

◆解説

1.1 JIS制定等のプロセス ①

JISの原案は，次のいずれかによって作成される。

・国が行う調査研究又は原案委託（工業標準化法11条）

・産業界等の自主作成（工業標準化法12条）

JIS原案は，主務大臣が制定等すべきものかどうか確認し，JISを制定等すべきと認められる場合にのみ，日本工業標準調査会（JISC）に対して付議される。制定の必要がないと認めるときは，JISCの意見を聴取した上で，理由を付して申出人に通知する。

JISCに付議されたJIS原案は，原則としてまず技術分野ごとに設置された専門委員会において調査審議が行われる。議決後，担当部会長からJISC会長に上申され，更に，JISC会長から主務大臣に答申される。

なお，特定標準化機関（CSB）として，その原案作成手続等について確認を受けている団体等が，当該確認を受けた手続により作成したJIS案の制定等を申し出た場合（工業標準化法12条に基づく手続きに限定），原則として専門委員会における調査審議は行わず，担当部会での調査審議のみとし，審議の迅速化を図ることにしている。

主務大臣は，JISCから答申されたJIS案がすべての実質的な利害関係人の意向が適正に反映され，その適用に当たり，同様な条件の下にある関係者に対して不当に差別を付けるものでないなど，適当であると認めたときにJISとして制定等することを決定し，直ちに，JISの名称及び番号，制定等年月日を官報で公示する。

なお，これらの手続きにおける透明性を確保するための措置（国内外の関係者の参加機会の措置など）が併せて行われている。

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（ http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf ）

1.1 JIS制定等のプロセス ②

調査研究

主務大臣は，JIS原案を作成するために，基礎的なデータを収集するための調査研究を実施。

JIS原案の作成

- 主務大臣自ら作成する場合（民間等への委託を含む）
- 民間団体等の利害関係人によるJIS原案の作成（12条申出）

主務大臣が実施する対象

基礎的・基盤的な分野，公共性の高い分野，政策普及の観点から必要な分野等であり，
民間における自発的な取り組みを期待することが困難なものに限定。

p.5

◆解説

1.1　JIS制定等のプロセス　②

主務大臣は，JIS原案を作成するために，技術情報等を調査分析し，必要に応じて実験検証を行うなど，基礎的なデータを収集するための調査研究を実施する。

調査研究の進捗度合によっては， JIS原案の作成にまで至ることもある。

JIS原案の作成は，主務大臣自ら作成する場合（民間等へ委託による作成を含む）と，民間団体等の利害関係人が自発的にJIS原案を作成し，主務大臣に対して申し出を行う場合とがある。

一般に，主務大臣が調査研究を実施する対象及び自らJIS原案を作成する対象は，主に基礎的・基盤的な分野，公共性の高い分野，政策普及の観点から必要な分野などであり，民間における自発的な取り組みを期待することが困難なものに限定している。

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.1 JIS制定等のプロセス ③

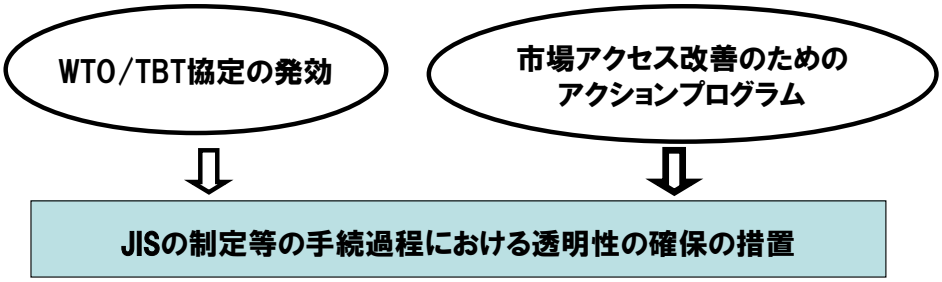

a) 原案作成時の透明性（原案作成に関する情報提供）

b) JISC審議時の透明性
（作業計画の公開及びJISCへの意見陳述）

c) JIS制定・改正時の透明性
（工業標準案への意見受付公告）

d) JIS制定・改正後の透明性

p.6

◆解説

1.1 JIS制定等のプロセス ③

WTO/TBT協定の発効（1995年）及びアクションプログラム（1985年7月30日，政府与党対外経済対策推進本部が決定した「市場アクセス改善のためのアクションプログラムの骨格」の略称）の決定に伴い，JISの制定等の手続過程における透明性を確保するため，次ぎのような措置がとられている。

a) 原案作成時の透明性（JIS原案作成に関する情報提供）

原案作成時におけるJISの制定又は改正に関する原案作成委員会に外国関係者等も参加し，意見を述べる機会を設けるとともに，これを周知するため，原案の名称，原案作成委員会の置かれている機関の名称，作成年度等をJISCホームページ「JIS原案作成に関する情報提供」に掲載している。

b) JISC審議時の透明性（JIS作業計画の公開及びJISCへの意見陳述について）

JISCにおけるJIS制定・改正の作業計画を掲載している。また，JISCにおける工業標準案の審議への意見陳述の機会を設けるとともに，その要領をJISCホームページ「JIS作業計画の公開及びJISCへの意見陳述について」に掲載している。

c) JIS制定・改正時の透明性（工業標準案への意見受付公告）

工業標準案は，JISCでの審議が開始されてから60日間外国関係者等が意見を提出する機会を確保するためJISCホームページ，「工業標準案への意見受付公告」に掲載している。

d) JIS制定・改正後の透明性（JISの公示）

JISを制定・改正した場合は，官報に公示している。

◆参考資料

1) JISC資料，JIS制定等のプロセス（ http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf ）

1.2 JIS原案作成マニュアル

JIS の制定又は改正の申出をする予定の原案作成団体等が，原案作成時に遵守すべき留意点をまとめたマニュアル

検討を始める前に実施すべき事項	● JIS としての要件確認 ● 知的財産権の扱い
整備すべき検討体制（原案作成委員会）	● 委員構成 ● 委員の資格
12条申出のための事前調査	● 事前調査表の内容 ● 事前調査表の提出
原案作成に当たって留意すべき点	● 原案の技術的内容 ● 知的財産権 ● 原案の体裁
12条申出の方法	● 基本的事項 ● 電子的申出
申出後に必要なフォローアップ	● JISC 審議対応 ● 5年見直し，等

JIS の作り方とJISマーク制度の改正　7

p.7

◆解説

1.2 JIS原案作成マニュアル

工業標準化法第12条に基づく申出手続き（以下，12条申出と称する）の流れやJIS原案を審議作成する段階における確認事項，留意すべき点等を記したものとして，「JIS原案作成マニュアル」がJISCにより発行されている。

以下，このマニュアルの内容を紹介する。

原案作成から12条申出を経て，JISが制定等されるまでの基本的な手続きにおいては，手続きの段階ごとにJISとして制定等することが妥当か否かの確認事項があるが，これらの確認事項は原則として原案作成段階で作り込まれることが必要である。

なお，このマニュアルの適用については，主務大臣ごとに所掌するJIS数等，状況が異なるため，一部差異が生じる場合があるので注意が必要である。

このマニュアルは，原案作成の流れに沿って次の項目から構成されている。

1.3 事前実施事項

1.4 検討体制の整備

1.5 12条申出の事前調査

1.6 原案作成にあたっての留意点

1.7 12条申出

1.8 申出後のフォローアップ

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.3 事前実施事項 ①

JIS としての要件確認

(1) 工業標準化法に適合しているか(目的及び対象事項)

(2) 標準化の重点分野に適合しているか

- 基礎的・基盤的
- 汎用的
- 中小企業性の高い
- 公共目的・政策普及の観点から必要
- 国際的対応が必要

(3) 標準化戦略に適合しているか

⇨ 12条申出に関し，標準化戦略に沿うものを特に優先して審議。

(4) 国が主体的に取り組む分野等に該当しているか

- 基礎的・基盤的
- 消費者保護の観点から必要
- 国際規格提案を目的
- 強制法規技術基準・公共調達基準用に引用される規格

p.8

◆解説

1.3 事前実施事項 ① JIS原案について，JISとして適当か否かを確認する。

JISとしての要件確認

(1) 工業標準化法に適合しているか JIS原案が工業標準化法第1条に適合し，かつ，工業標準化の対象とする事項が，同法第2条に適合していることが必要。

(2) 標準化重点分野への適合

a) 基礎的・基盤的分野 例えば，用語や記号等技術的内容に関する共通的な理解を促進するために不可欠な規格（例えば，計測用語，製図記号等）

b) 汎用的な分野 例えば，特定の産業のみならず幅広い利害関係者のコンセンサスを得ることで，互換性等，標準化が有効に行われる規格（例えば，プリペイドカード）

c) 中小企業性の高い分野 例えば，中小企業性が高い製品分野であって，その製品について標準化を行うことが必要なもの（例えば，外装用段ボール箱，ポリエチレン管等）

d) 公共目的・政策普及の観点から必要な分野 例えば，高齢者福祉用具，防災製品，リサイクル製品，市場アクセスの改善等政策的な観点から標準化が必要な規格（例えば，電動車いす，更正タイヤ等）

e) 国際的対応が必要な分野 例えば，国際規格等への整合化，市場開放，国際的対応が求められるもの

(3) 標準化戦略への適合 JISCでは，数年ごとに「標準化戦略（総論および分野別）」を策定している。

JISCにおいては，12条申請に関し，それぞれの標準化戦略に沿うものを特に優先して審議することとなるため，原案作成に当たって，その内容が標準化戦略に沿うものか否かを確認する必要がある。

(4) 国が主体的に取り組む分野に該当しているか

a) 基礎的・基盤的分野 用語・記号等であって共通的な理解を促進するために不可欠な規格，など

b) 消費者保護の観点から必要な分野 不良品の購入・使用等により消費者に大きな不利益をもたらす恐れがあり，消費者利益の観点から必要な規格

c) 強制法規技術基準 公共調達基準等に引用される規格，安全等に係わる強制法規技術基準，公共調達基準等で幅広く引用されているもの，又は引用されることが予想されるものであって，標準化することにより公共の利益の確保に繋がる規格

d) 国際規格提案を目的にしている規格 国際規格適正化事業，国際規格共同開発事業，基準認証研究開発事業など国の委託・補助事業で開発される規格，及びISO/IEC Directives（ISO/IEC専門業務用指針）による迅速法等により提案しようとする規格

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.3 事前実施事項 ②

知的財産権の扱い

（1） 特許権等の取扱

特許権等の権利者又は出願人から，「いかなる者に対しても非差別，かつ，合理的条件で当該特許権等の実施を許諾する」旨の声明書が提出されれば JIS 化可能。

（2） JIS の著作権の取扱

a） 既存JIS又は国際規格（ISO/IEC）を基礎とする場合：

- **事前許諾は原則として必要ない**
- **著作権者との事前連絡・調整を推奨**

b） ISO/IEC規格以外の海外規格を基礎とする場合：

- **事前許諾やロイヤリティが必要**

p.9

◆解説

1.3 事前実施事項 ②

知的財産権の扱い

JISでは，特許権等の工業所有権や著作権について，次のように取り扱っている。JIS原案作成を開始する前に，知的財産権の取扱について合意できるかどうかを確認する。

(1) 特許権等の取扱 JISでは，その技術内容に特許権等 [特許権，実用新案権（出願後のものを含）] を含む場合であっても，特許権等の権利者又は出願人から「いかなる者に対しても非差別かつ合理的条件で当該特許権等の実施を許諾する」旨の声明書が提出されればJIS化できる。

このため，JIS原案作成時の特許権等の調査及び特許権等があった場合の特許権者等からの声明書の提出が可能なものかどうかを確認する。

なお，詳細は，JISCのホームページの「特許権等を含むJISの制定に関する手続きについて（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shin-patent.doc）」を参照。

(2) JISの著作権の取扱 原案作成団体等からのJIS申出のインセンティブを高めることを目的として， 平成14年4月以降の12条申出によりJIS制定等された規格については，原案作成団体等に著作権が残ることとなっている。

しかし，公共的なJISの法目的からみて，JISの申出に当たって著作権の一部の権利を制限することが必要であり，著作権の扱いに関する確認書を提出する必要がある。

a）既存JISを基礎とする場合 既存のJISには著作権者がいる。事前許諾は原則として必要ない。

b) 国際規格（ISO/IEC）を基礎とする場合 事前許諾及びロイヤリティは原則として必要ない 。

c) ISO/IEC以外の海外規格を基礎とする場合 事前許諾やロイヤリティが必要である。

著作権の取扱・手続きの詳細については，JISCのホームページの「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針について（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-copyright.doc ）」を参照。

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.4 検討体制の整備

JIS原案作成委員会の委員構成

（1）委員の構成数は原則として20名以内

（2）すべての実質的な利害関係者と中立者の意向を適正に反映させる

（3）直接商取引に関係するJIS原案の審議

- 生産者と使用・消費者との比率は同数とし，両者の和が全体の過半数。
- 中立者比率は，生産者／使用・消費者の比率の半数以上，ほぼ同数まで。
- 販売者の比率は，原則として全体の2割以下とするが，販売者による直接取引の量が少ない場合は，販売者を除くことができる。

（4）直接商取引に関係しないJIS原案の審議

委員の資格　審議の対象となる事項について広い知識を有し，かつ，豊富な技術的経験を有する，ほか。

利害関係者の参加　利害関係者からの参加要請に対しては，少なくともオブザーバとしての参加を認める。

p.10

◆解説

1.4 検討体制の整備

JISを制定するに当たり，そのJIS原案の審議においては，すべての実質的な利害関係を有する者の意向を十分に反映させることが重要である。

そのために，直接商取引に関係するJISの原案作成委員会では，参加する生産者，使用・消費者，販売者等からの代表委員が適正な比率で構成されるようにする必要がある。

JIS原案作成委員会の委員構成　新たにJIS原案作成委員会を設置するときは，

(1) 委員の構成数は原則として20名以内とし，

(2) すべての実質的な利害関係を有する者（生産者，使用・消費者及び販売者）と中立者（強制法規，任意法規当局を含む）の意向を適正に反映させ，

(3) 直接商取引に関係するJIS原案の審議（製品，商取引に利用される試験方法等）

・生産者と使用・消費者との比率は同数とし，両者の和が全体の過半を占めること。

・中立者の比率は，生産者／使用・消費者の比率の半数以上，ほぼ同数までとする。

・販売者の比率は，原則として全体の2割以下とするが，販売者による直接取引の量が少ない場合は，販売者を除くことができる。

なお，当該規格が適合性評価制度に用いられることが明らかな場合には，規格の使用者としての立場から意見が反映できるよう認証機関等を参加させる必要がある。

(4) 直接商取引に関係しないJIS原案の審議(単位，用語，製図，基本的試験方法等)

原則として上記の構成比率の考え方によるが，構成員の立場を特定しにくい場合は代表委員全てを中立者として扱うことができる。

委員の資格　委員を選定するに当たっては，次ぎの点に留意する必要がある。

・商品，用語，試験方法等審議の対象となる事項について広い知識を有し，かつ，豊富な技術的経験を有する者

・関係JIS及び関係国内外規格等関係規格の内容に精通している者

・生産者，使用・消費者，販売者又は中立者としての立場から，組織を代表して意見を反映し得る者

利害関係者の参加　国の内外を問わず，利害関係者からの委員会への参加要請があった場合は，情報公開の観点を踏まえ，少なくともオブザーバとしての参加を認める。

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.5　12条申出の事前調査

事前調査の目的：

重複提案の調整，JIS審議の効率化，申出後に拒絶される提案者側のリスクの回避，規格作成の透明性確保，標準化戦略の反映等

このため，申出に先立って原案作成の開始又はその途中段階で主務大臣のJIS担当部署への事前調査表の提出

受付を行うためには，

- **原則として項目1.3（事前実施事項）及び1.4（検討体制の整備）の内容を満足していること**
- **必要項目について記入又は確認した事前調査表を提出**

p.11

◆解説

1.5 12条申出の事前調査

JISの制定・改正の申出を予定する利害関係者は，2年以内に工業標準原案の申出を予定している場合にあっては，できるだけ原案の作成に着手する前に，「工業標準化法第12条による申出用事前調査表」を主務大臣宛に提出するよう求められている。

申込書は，主務大臣の担当窓口に郵送するか，直接提出する。申込みは，原則として5月及び11月のそれぞれの1ヶ月間受付けている。

「**事前調査**」は，JIS原案作成の重複の調整，JIS原案の内容の適正化，JISCによるJIS案の審議スケジュールの調整等を行うことにより，申出後に受理を拒絶されるリスクの回避等を図るとともに，JIS原案作成への標準化戦略の適切な反映を図ることを目的としている。

受付を行うためには，原則として，前述の1.3（事前実施事項）及び1.4（検討体制の整備）の内容を満足することが必要で，所定の項目 [JISCホームページの「工業標準化法第12条によるJIS原案の申出の事前調査について」（http://www.jisc.go.jp/jis-act/jizenmouside.htm）参照] について記入又は確認した事前調査表を提出する。

JIS担当部署では，これを基に事前調査表の受付を判断し，その結果は，遅くとも3か月以内に提出者に対する通知を行うとともに，事前調査表を受け付けた場合はホームページ等での公表を行う。

なお，この事前調査表の受付ができなかった場合においても，正式な12条申出を阻むものではない。また，受付された場合であっても，当該案件を優先的に扱うとか，その後の12条申出を無条件で受理することを約束するものでもない。

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.6 原案作成にあたっての留意点

委員会としてコンセンサスの得られた JIS の原案作成が必要

工業標準原案の技術的内容

- **標準化すべき内容及び目的を明確にし，必要十分な規定内容を含む。**
- **JIS 原案は規格として統一すべき内容を含み，その規定内容は，現在の知見からみて妥当な水準であること。**
- **対応国際規格の有無の調査を行い，国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合には，これを基礎とした原案の作成。**
- **その他。**

工業標準原案の体裁

- **JIS Z 8301（規格票の様式）に基づいた原案**
- **JISテンプレート**

p.12

◆解説

1.6 原案作成に当たっての留意点

工業標準原案の技術的内容

JISの原案作成では，委員会としてコンセンサスの得られたものとする。

作成を予定している工業標準原案は，次の事項を満足すること。

- 標準化すべき内容及び目的を明確にし，必要十分な規定内容を含んでいること。
- JIS原案は規格として統一すべき内容を含んでおり，その規定内容については現在の知見からみて妥当な水準であること。また，それを裏付ける資料等があること。
- 対応国際規格の有無の調査を行い，国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合には，これを基礎として原案作成を行うこと。

工業標準原案の体裁

- **JIS Z 8301**（規格票の様式）に基づいた原案

  大多数の規格は，その規定の一部を構成するために別の規格（引用規格）を引用する。したがって一つの規格を使用する場合には，これらの引用規格を同時に用いなければならない。また，同類・同系列の規格との比較検討が必要なことも多い。そのためには，これらの規格の様式が統一されていることが望ましく，このような規定は，規格の原案作成者だけでなく，規格の使用者が，規格を正しく，一義的に解釈するためにも必要である。

- JISテンプレート

  JIS原案作成テンプレートは，JIS原案を作成する際の定型文入力，レイアウトの統一等をサポートするもので，これを利用することによりJIS原案作成の負担が軽減される。また，テンプレートを利用して作成したJIS原案はJIS作成・閲覧システムとの親和性があることからJISC審議から公開までが迅速化され，ひいてはJISの速やかな普及が図られるので，JIS原案の作成の際は，このテンプレートを利用する。

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

2) 日本工業規格：JIS Z 8301:2005 (規格表の様式)

1.7　12条申出

工業標準化法施行規則第2条に基づき，次の書類を添えて，主務大臣に申し出る。

a)　**工業標準原案**

b)　**工業標準原案作成審議経過報告書**

c)　**日本工業規格制定・改正案の工業所有権の扱いに関する声明書**

d)　**日本工業規格制定・改正案及び同規格に係わる著作権の扱いに関する確認書**

e)　**特定標準化機関要件等への適合性が確認できる書類**

電子的申出

12条申出は，インターネットを経由した電子的申出

- **識別番号・暗証番号取得のための登録**
- **12条申出**

p.13

◆解説

1.7　12条申出

12条の申出に関しては，工業標準化法施行規則第2条に定められている要件を満足するとともに，受理後の工業標準化法第12条第2項に基づく主務大臣の判断別情報及び**JISC**での審議に必要な情報を得ることを目的として，

a) 工業標準原案

b) 工業標準原案作成審議経過報告書

c) 日本工業規格制定・改正案の工業所有権の扱いに関する声明書

d) 日本工業規格制定・改正案及び同規格に係わる著作権の扱いに関する確認書

e) 特定標準化機関要件等への適合性が確認できる書類

を添えて，主務大臣に申出書を提出する。

電子的申出

平成14年4月以降，インターネット（http://www.jisc.go.jp/jis-act/proposal.html）を経由した電子的12条申出ができるようになった。この場合の主な手続きは次のとおりである。詳細については**JISC**のホームページに掲載されている。

・識別番号・暗証番号取得のための登録　電子的申出をしようとする者は，識別番号・暗証番号取得のため，定められた様式により記載した書面をあらかじめ主務大臣宛に提出する。提出は，担当窓口に直接提出するか又は郵送する。登録は随時受け付けている。主務大臣は，登録後，識別番号・暗証番号を提出者宛通知する。

・12条申出　電子的申出は，通知のあった識別番号・暗証番号を用いて，**JISC**のホームページから入手できる申出様式に必要事項を入力のうえ，インターネットを介して提出することによって行う。

主務大臣は，申出が到達後，それらが必要要件を満たしていると認めたときそれを受理し，その旨申出人宛てに電子メールにて通知する。

◆参考資料

1) **JIS** 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.8 申出後のフォローアップ

- 申出受け付け後，制定等の手続きの中でJISC審議，WTO/TBT 協定に基づく意見受付等における対応。
- JIS制定・改正後は，JISユーザーからの規格内容に関する種々の質問・問い合わせに対する，技術的内容についての回答。
- 全てのJISは少なくとも5年に1回の見直しが必要。JISの制定・改正後は，市場動向等を踏まえつつ，当該JISが最適な技術内容を維持するよう，当該JISの改正提案を行うなどの適正な維持管理。

p.14

◆解説

1.8 申出後のフォローアップ

12条申出者は，申出受け付け後，制定等の手続きの中でJISC審議，WTO/TBT協定に基づく意見受付等で対応が必要になる場合がある。

また，JISとして制定・改正された後は，JISユーザから規格内容に関する種々の質問・問い合わせがくることなどが予想されるが，技術的内容についてはこれに回答する必要がある。このため，制定・改正等の一連の資料については，12条申出者において，保管しておくことが必要である。

更に，工業標準化法に基づき全てのJISは少なくとも5年に1回の見直しが必要であり，JISの制定・改正後は，市場動向等を踏まえつつ，当該JISが最適な技術内容を維持するよう，当該JISの改正提案を行うなどの適正な維持管理を，12条申出者として行う必要がある。

◆参考資料

1) JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/jis-manual.pdf）

1.9 JISの入手閲覧方法

JISは，A4サイズの「規格票」として，（財）日本規格協会（JSA）から出版されている。
規格票の多くには解説が付いており，制定・改正の経緯，規定項目の詳細な説明などが記載されている。

入手するには？ ： JSAから購入可能。
（JSAホームページ参照）
閲覧するには？ ： JISC ホームページのデータベースの
「JIS検索」の画面から閲覧可能

p.15
◆解説

1.9 JISの入手閲覧方法

JISは，A4サイズの「規格票」として，(財)日本規格協会（JSA）から出版されており，同協会から入手できる。

規格票の多くには解説が付いており，制定・改正の経緯，規定項目の詳細な説明などが記載されている。

入手するには：(財)日本規格協会から購入可能。

（http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/Com/html/jp/ShoppingInfo.htm）

閲覧するには：JISCホームページ（http://www.jisc.go.jp/）のデータベース検索の「JIS検索」の画面から閲覧可能 である。

2.1 JIS マーク制度 ①

「JIS マーク」とは

製品が JIS に規定する品質条件等に合致している場合，それを証明する「印」として認められた，製品，包装等への「表示」。

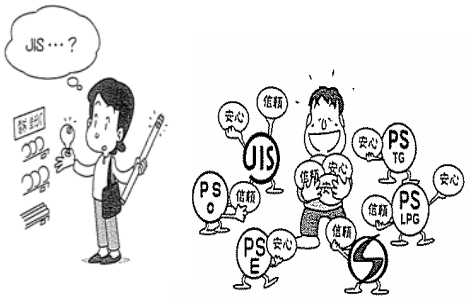

（出所：経済産業省，標準化ジャーナル Vol.35, 2005.6 & 2006.7）

制度の目的

- **企業における工業標準化の促進や品質管理の向上を図り，**
- **製品の購買者に品質特性を客観的に伝達する，制度。**

制度の生立ちと改正

昭和24年の工業標準化法制定により創設，平成16年の同法改正により，平成17年10月1日から，新マーク制度に移行。経過措置として，新制度施工後も3年間（平成20年9月末まで），新旧両制度が併存。

JIS の作り方とJISマーク制度の改正　16

p.16

◆解説

私たちのまわりにはたくさんの製品があり，その製品一つひとつにはいろいろな表示がなされている。製品の名称や型名，そして性能や品質の表示などである。「**JIS**マーク」もその表示の一つである。「JISマーク」とは，「JIS」という規格を満たした製品に表示されるマークである。

例えば，「蛍光ランプ」の場合は，ランプの形状・寸法の種別・記号のほか，口金や安全性その他の品質性能に加えて，その試験・検査方法，さらに製品に表示すべき事項や注意書きなどが「蛍光ランプ」のJISに規定されている。そして，JISマークが表示された「蛍光ランプ」の製品は，これらの規定された要求事項がすべて満足している製品であり，さまざまな形状・寸法の蛍光ランプがあっても，その種別・記号さえ確認すれば，どのメーカの製品でも安心して購入することができ，自分でランプの交換も容易にできることになる。

このように，JISマークは私たち購入者・使用者が，安心して購入し使用できるための指標となる大切なマークである。

JISマーク制度は，

- 企業における工業標準化の促進や品質管理の向上を図る，とともに
- 製品の購買者に品質特性を客観的に伝達する

を目的とした制度で，昭和24年（1949年）の工業標準化法制定以来，50年以上にわたり，広く活用されている。

工業標準化法の前回改正（平成16年6月9日公布）により，JISマーク制度も新たな制度に移行した。この制度改正では，３年間の経過措置が設けられており，平成17年10月1日の新制度施行後も3年間，すなわち平成20年9月30日までは，新旧両制度が併存することとなっている。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課:「JISマーク」ってご存知ですか？
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6 ）
2) 経済産業省　産業技術環境局　認証課:新JISマーク制度について
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6 ）

2.2 用語の説明

「認定」あるいは「認証」という用語は，製品やサービスに対して権威ある機関が，いわゆる「お墨付き」を与えるもの

a） 適合性評価（Conformity Assessment）

一般に，標準・規格・規定といったものが必要とされる場合，さらに，その標準・規格・規定を，製品・サービス・プロセスといったものが満たしているかどうかを確認する行為

b） 認証（Certification），審査登録（Registration）

「製品，プロセス，サービスが特定の要求事項に適合していることを第三者が文書で保証する手続き」

システム規格への適合性を保証する場合，審査登録という用語を用いることもある。

c） 認定（Accreditation）

権威ある機関が認証機関を審査し，認証を遂行する能力のあることを公式に承認する行為

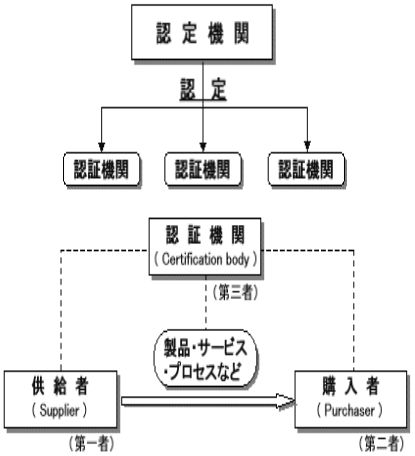

［出所：JISCホームページ：適合性評価（http://www.jisc.go.jp/acc/index.html）

p.17

◆解説

「認定」あるいは「認証」という用語は，製品やサービスに対して権威ある機関が，いわゆる「お墨付き」を与える場合に用いられるものであるが，厳格に定義されたものではなかった。

しかし，近年，市場のグローバル化が進み，あらゆる製品・サービス・プロセスが国境を自由に超え，世界中に流通していく状況下においては，これらの用語を厳格に定義し，それらの行為がなされる仕組みを国際的に標準化されたものにしていくことが，世界経済の円滑な発展に重要な課題となっている。

これらの検討は，国際的な標準化機関である**ISO**内に設置されている**CASCO**（適合性評価委員会）の場において，その基本的な枠組みの取決めの検討がなされている。

a） 適合性評価（Conformity Assessment）

一般に，標準・規格・規定といったものが必要とされる場合，さらに，その標準規格・規定を，製品・サービス・プロセスといったものが満たしているかどうかを確認する行為が必要となってくる。

この行為を，**適合性評価**という

b） 認証（Certification）

適合性評価は，その客観性が求められる場合，製品・サービス・プロセスの受け渡しの当事者である供給者又は購入者とは無関係である第三者（Third-party）が行うこととなる。

このように「製品，プロセス，サービスが特定の要求事項に適合していることを第三者が文書で保証する手続き」を**認証**という。

また，**ISO 9001** や **ISO 14001**（Environmental management systems－Requirements with guidance for use）のようなシステム規格への適合性を保証する場合，認証の代わりに特に他と区別するために**審査登録**（Registration）という用語を用いることもある。

c） 認定（Accreditation）

第三者の機関が行う認証に，偏りがあったり，不正確であったりしては，いろいろと不都合なことが生じる。このため，権威ある機関がこれらの認証機関を審査し，認証を遂行する能力のあることを公式に承認する行為を行う必要がでてくる。 この行為を**認定**という。

◆参考資料

1） **JISC**ホームページ：適合性評価について，http://www.jisc.go.jp/acc/index.html

2.3 JISマーク制度の改正 ①

制度改正の目的

a) 制度の国際整合化
b) 民間活力を最大限活用した仕組みへの変更
c) 制度の信頼性確保

マーク制度の仕組み

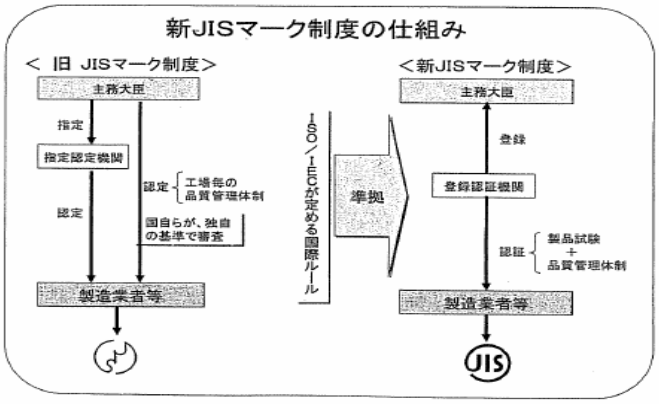

p.18

◆解説

2.3 JISマーク制度の改正 ①

工業標準化法が改正され，平成17年10月1日から新マーク制度がスタートしている。この制度改正は，制度の創設以来築き上げられてきたシステムを約半世紀ぶりに抜本的に改正するものであるが，制度改正のねらい，目的は次の三点に集約される。

a) 制度の国際整合化

国際整合化については，1995年にWTO（世界貿易機関）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）が発効したことを受け，WTO加盟国は適合性評価手続を国際的なルールに整合的なものにしていく義務が課されることとなったことが背景にある。

b) 民間活力を最大限活用した仕組みへの変更

民間活力の活用は，昨今の規制政章の流れを踏まえ，JISマークの表示制度を技術革新の動向や市場ニーズに機動的に対応できる制度へと変革することにある。

このため，従来，国が直接行ってきた認証行為が，民間の活力を活用しより制度利用者のニーズを反映した制度に変更された。

また，JISマークの対象となる品目を国が指定してきた「指定商品制」を撤廃し，認証可能なすべてのJIS製品規格を対象に，民間の認証機関が技術革新の動向や市場ニーズを踏まえて，迅速にJISマークの認証を行える仕組みに変更された。

c) 制度の信頼性確保

制度の信頼性確保とは，50年以上にわたり実績を積み上げ，国民の間に定着してきたJISマーク制度の信頼性を，新しい制度においても引き続き堅持していくことにある。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新JISマーク制度について
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6）

2.3 JISマーク制度の改正 ②

国際的に整合した適合性評価制度へ

旧JISマーク制度	新JISマーク制度
国が，直接工場認定を行う方式	● 第三者機関を活用した認定・認証スキーム ● 認証機関の登録基準にISO/IECの定めた国際標準の採用による国際的に整合した適合性評価制度へ変革
日本独自の基準に基づく工場の品質管理体制の審査	国際的な基準に基づいた，工場の品質管理体制の審査プラス製品試験，これの組合せによる認証に変更

「国」による認定から，「民間第三者機関による認証」へ

- 民間の認証機関が認証ニーズを反映しつつ認証業務を行うことから，ユーザの利便性の向上を期待
- 国は，登録認証機関行う認証業務の認証指針を定め JIS 化

p.19

◆解説

2.3　JISマーク制度の改正 ②

国際的に整合した適合性評価制度へ

JISマーク制度を国際的にも整合化したものとするため，国が直接工場認定を行う旧制度の方式を改め，製品認証の世界では諸外国で広く用いられている，第三者機関を活用した認定・認証のスキームが導入された。

また，認証機関の登録基準にISO/IECの定めた国際基準，「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（ISO/IECガイド65）」を採用し，国際的に整合した適合性評価制度へと変革された。

また，認証の手順についても，日本独自の基準，すなわち，品目ごとの個別審査事項に基づき，工場の品質管理体制などを審査していたものを，国際的な基準に基づいた，現場の品質管理体制の審査プラス製品試験，これの組み合わせによる認証に変わることとなる。

「国による認定」から「民間の第三者機関による認証」へ

民間活力の促進，利用者への利便性向上といった観点から，これまで国が直接工場認定を行っていた制度を改め，国により登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることによって，JISマークを表示することができる制度となった。

新制度では，登録基準を満たした民間の認証機関が，認証ニーズを反映しつつ認証業務を行うことから，ユーザの利便性が向上されるものと期待されている。

なお，国は，制度の運営主体として，登録認証機関が行う認証業務の水準を一定以上に保つため，認証業務のガイドラインとなる認証指針を定め，JIS化している。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新JISマーク制度について
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6）

2.3 JISマーク制度の改正 ③

「指定商品制」の廃止による表示対象製品の拡大

国がマークの対象を限定することなく，幅広い品目にマーク表示を可能とする改正。

旧JISマーク制度	新JISマーク制度
主務大臣がJISマーク制度の対象となる商品等を限定する指定商品制度。	認証可能なJIS 製品規格がある全ての製品について，認証を受ければ JIS マーク表示が可能。
指定商品にあっては，JISマーク表示以外のJIS 該当制表示を禁止。	指定商品の廃止により，JISマーク表示以外の手段によるJIS適合表示が可能。

p.20

◆解説

2.3 JISマーク制度の改正 ③

「指定商品性」の廃止による表示対象製品の拡大

新制度では，主務大臣がJISマーク制度の対象となる商品等を限定する指定商品制を廃止し，認証可能なJIS製品規格がある全ての製品について，認証を受ければJISマークを表示することが可能となった。

また，指定商品にあってはJISマーク表示以外のJIS該当性表示が禁止されていたが，これも指定商品制の廃止に伴い，JISマーク表示以外の手段によるJIS適合表示が可能となった。

これまで，事業者や消費者からは，国がマークの対象を限定することなく，幅広い品目にマーク表示が可能となるような制度にしてもらいたいとの要望が寄せられてきたが，この改正により，事業者，消費者等からの製品認証に対する幅広い要求に応えることができることとなっている。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新JISマーク制度について
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6）

2.3　JISマーク制度の改正　④

JISマーク表示の事業者の拡大

旧JISマーク制度	新JISマーク制度
JIS マークの表示申請は，製造業者，加工業者，外国製造業者及び外国加工業者に限定。	国内の輸入業者，販売業者及び外国の輸出業者についても，認証を取得すれば，JISマークを表示すること可能。
認証の単位 ： 工場又は事業所ごと	● 製造・試験設備を集約化 ● ある製品を複数の工場を経て出荷 ● 1社で複数の工場で同一製品を製造 などに対して一括申請も認められる。
継続的にJIS適合品を生産できる者に限定。	ある特定のロットに限る（特定の1,000個等），認証取得も可能
個別審査事項によって，保有すべき製造設備，外部依頼などを指定品目ごとに規定。	個別審査事項が廃止され，外部依頼項目の限定といった統一的基準はなくなった。

p.21

◆解説

2.3 JISマーク制度の改正 ④

JISマーク表示の事業者の拡大

旧JISマーク制度は，工場の品質向上に主眼がおかれていたため，

a) 認証取得者は，製造（又は加工）事業者に限定，　**b)** その認証の単位は，工場又は事業場ごと，

c) 継続的にJIS適合品を生産できる者，及び **d)** 個別審査事項によって，保有すべき製造・検査設備，外部に依頼してもよい製造工程，試験等を指定商品ごとに規定していた。

新JISマーク制度では，

a) については，販売事業者，輸出入業者も認証を受けることが可能となった。この場合であっても，製品の製造に関係する工場の審査は行われる。

b) については，次のような申請も認められることとなった。

- 製造・試験設備を集約化している場合の申請
- ある製品を複数の工場を経て出荷する場合の申請
- また，例えば，1社で複数の工場で同一製品を製造している場合の一括申請（一つの 品質システムで複数の工場が管理されている状態で，品質管理責任者が，全ての工場に対して必要な責務を果たしている等の条件を満足することが必要）

c) については，ある特定のロットに限る（特定の1,000個，1,000枚等）認証を取得することも可能となった。これは，特定のロットだけJISマーク表示を求められた場合，汎用品ではないので継続的にニーズがない特殊な種類についてJISマーク表示が必要となった場合，あるいは，従来は，一度認定を辞退してしまうと再認定が困難なので，日常は，JISマーク製品の出荷がほとんどないにも関わらず，いざという受注に備え，認定を維持していた事業者などは，この認証を活用するのも一案である。

d) については，新制度では，個別審査事項が廃止され，外部依頼の項目の限定，保有すべき設備の限定といった統一的基準はなくなった。

なお，このことはこれらの項目を管理しなくても良いというわけではない。これらの項目を外部に委託するものの認証取得者として，何らかの方法で，これらの項目について管理することは，要求される。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新**JIS**マーク制度のメリットについて
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.11）

2.3 JISマーク制度の改正 ⑤

国による制度の信頼性の確保措置

(1) JISマークへの信頼性を担保するための措置

- 国による登録認証機関に対する監督措置(報告徴収，立入検査等)
- 登録認証機関から認証を受けた事業者に対する登録認証機関によるチェック。これに加え，国も必要に応じて，報告徴収，立入検査及び表示の除去命令等行うこと可能

(2) 自己適合宣言する場合の信頼性の確保

- JIS に対する自己適合宣言の方法等について定めたガイドライン作成
- この中で，適切な自己適合宣言のあり方とは何かなどを定めた JIS の制定(JIS Q 1000)

p.22

◆解説

2.3 JISマーク制度の改正 ⑤

国による制度の信頼性の確保措置

(1) 新JISマークの信頼性を担保するための措置

JISマーク制度は民間第三者機関を活用した制度へと生まれ変わったが，国は制度運営主体として，引き続き信頼され，さらに活用される制度とする責務がある。

新制度では，登録認証機関に対する国による監督措置(報告徴収，立入検査等)について所要の規定がおかれるとともに，登録認証機関から認証を受けた事業者に対しては，登録認証機関によるチェックが行われる。

これに加え，国も必要に応じて報告徴収，立入検査，表示の除去命令等を行うことができることとすることにより，新JISマークへの信頼性を担保することとしている。

(2) 自己適合宣言する場合の信頼性の確保

新制度では，指定商品制の廃止にともない，自己適合宣言の対象となる製品が拡大されたが，事業者が自己適合宣言をする場合であっても，信頼性を確保することが重要である。

ユーザ・消費者が信頼する自己適合宣言を行うためには，試験データによる裏付けが不可欠であり，自社における試験，あるいは信頼できる試験所への依頼試験，により得た製品の規格適合性を示す根拠を基に自己適合宣言をするのが基本である。仮に虚偽の自己適合宣言を行った場合には，不正競争防止法や，不当景品類及び不当表示防止法違反になるため，十分に留意する必要がある。

なお，経済産業省は，事業者が適切な自己適合宣言を行うために，JISに対する自己適合宣言の方式等について定めたガイドラインを作成し，この中で，適切な自己適合宣言のあり方とは何か，自己適合宣言を製品に表示する場合には，どういう表記の仕方が望ましいのかといったようなことを定めたJISを制定した。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新JISマーク制度について
(標準化ジャーナル Vol.35 2005.6)

2.4 JISマークのデザインの変更

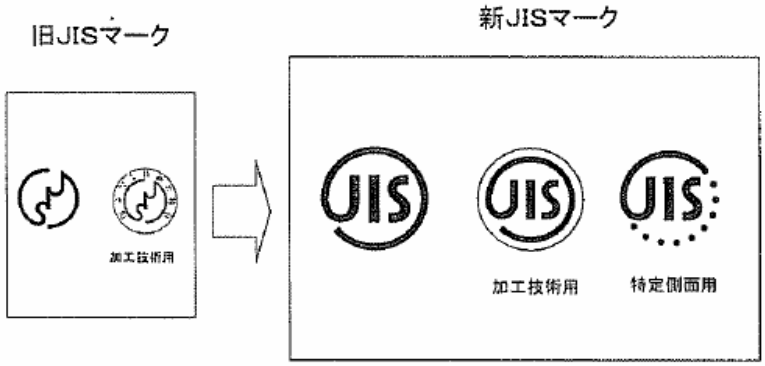

- JIS マーク制度の仕組み変更にともない，マークデザインも変更
- 事業者がマーク表示するときには，認証機関の名称又は略号を明示
- JIS で定められた事項のうち特定側面（安全，環境，高齢者・障害者配慮等）に適合したことを示すマークを新たに整備

p.23

◆解説

2.4 JISマークのデザイン変更

JISマーク制度の仕組みが変わることから，これに合わせてマークのデザインも変更された。旧JISマークは，約半世紀にわたり，国民の間で最も広く親しまれてきたマークの一つといえるが，今般の制度改正により，JISマーク制度が従来のものとは違う新たな制度へと変革されることとなるため，この点を明確なメッセージとして示すため，約半世紀ぶりにマークのデザインが変更された。

新マーク制度では，認証の主体が転換されたことから，事業者が認証を受けてマーク表示をする際には，認証を行った認証機関の名称又は略号を明示し，どの機関が認証を行ったかが分かるものとしている。

また，マークによる情報提供機能の充実により消費者等の製品選択に資するものとするため，JISで定められた事項のうち特定側面（安全，環境，高齢者・障害者配慮等）に適合したことを示すマークを新たに整備した。

新JISマークのデザインは，一般公募を経て決定し，平成17年3月28日に公開されたが，新JISマークには，新たな制度にふさわしいものとなるよう，オーソドックスかつ新規性のあるものとなっている。今回決定された新マークには次のような意味が込められている。

a) 「J，I，S」を横に並べることにより，世界中の人に一目で分かってもらえるようにした。

b) Industryを示す「I」の文字を中心に置くことにより，工業製品のきっちりした品質をイメージ。

c) 丸い囲みは，認証OKの意味。

d) 円形の外周は日本を象徴し，右回りに渦巻き状に旋回する形とすることにより，21世紀の日本の産業が発展していくイメージを重ねている。

e) 左右対称の丸い外周は，人の顔を想起させ，親しみを持ちやすくした。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新JISマーク制度について
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6）

2.5 制度改正のメリット

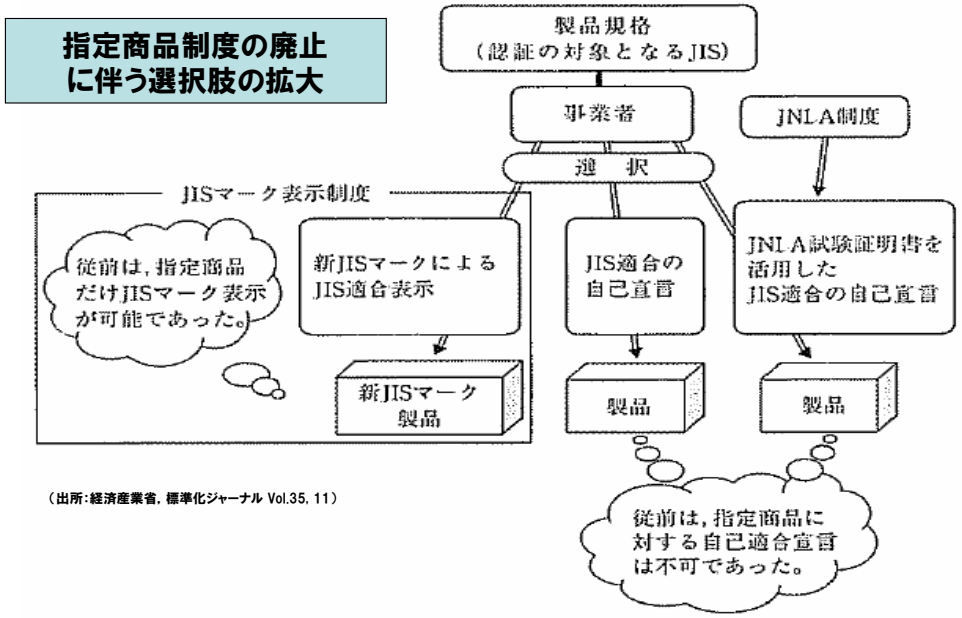

（出所：経済産業省，標準化ジャーナル Vol.35，11）

JIS の作り方とJISマーク制度の改正　24

p.24

◆解説

2.5 制度改正のメリット ①

<u>指定商品制度の廃止に伴う選択肢の拡大</u>

JIS適合表示に関して，次に述べる多様な手段を提供することによって，事業者が自らの判断で，最適な手段を選択することができる制度となっている。

・新JISマークによるJIS適合表示

JISマーク制度は，昭和24年の制度発足以来，指定商品だけに限定して，国（又は政府代行機関）の認定を受け，JISマークを表示できる制度であった。新JISマーク制度では，認証可能な製品JISについては，制度的には全てJISマークの表示が可能となっている。認証の対象となり得るJISのリストは，JISCのホームページ（http://www.jisc.go.jp/）に掲載されている。

・JIS適合の自己宣言

旧JISマーク制度では，指定商品については，事業者自らが「JIS O XXXXに適合」といった，いわゆる自己適合宣言を禁止していたが，新制度では，旧指定商品であっても事業者の判断により，JIS適合の旨の表示を自ら行うことができるようになった。

・JNLA試験証明書を活用したJIS適合の自己宣言

さらに，主として中小企業者の自己適合宣言の支援として整備された試験所登録制度（JNLA制度）については，旧制度では，非指定商品の製品JISだけに認められていたが，新制度では，全ての鉱工業品の試験方法JISに対象が拡大された。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新JISマーク制度のメリットについて
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.11）

2.6 新 JIS マーク制度での認証取得 ①

登録認証機関の選択

国の審査を受け，登録された認証機関だけが認証できる。

（1） 登録認証機関による情報開示義務

- **登録の区分及び認証対象JIS（国による審査あり）**
- **認証の区域（国内あるいは海外，海外であればどこの国）**
- **認証の料金算定基準(国への届出が必要）**

（2） 認証手順の情報開示
認証業務の案内書，認証の手引書などの公表

（3） 登録認証機関の業務廃止
認証業務を廃止したときは，当該認証機関が行った認証は失効。
事業者が JISマーク貼付を引き続き行うためには，再度認証取得が必要。

p.25

◆解説

2.6 新JISマーク制度での認証取得 ①

登録認証機関の選択

新**JIS**マークの認証は，国に登録された認証機関だけが行うことができる。認証取得を希望する事業者は，まず，認証機関が国に登録された機関かどうかを確認することが最初のステップとなる。

(1) 登録認証機関による情報開示義務　事業者が登録認証機関を選択する場合，その登録認証機関が信頼できる組織か，どのような認証を行うのか，料金はどの程度かかるのか，どのように認証の申請をすればいいのかといったようなことが関心事となる。

このため，国は，事業者が登録認証機関を選別するための情報を提供するため，改正工業標準化法により，登録認証機関に対して必要な種々の情報の開示を義務づけている。

・登録認証機関の登録の区分及び認証する対象JIS　登録認証機関は国に登録の申請をするに当たり，どの**JIS**を対象に認証業務を行うかについて具体的にリストを出し，それを基に，国は，認証機関にその**JIS**の認証ができる能力があるかどうかを審査する。

・認証の区域　登録認証機関は，国内あるいは海外，海外であればどこの国を対象に認証業務を行うのかを明確にする。

・認証の料金算定基準　料金は事業者にとって重要な関心事かと考えられるが，登録認証機関の料金算定基準は国への届け出が必要である。

(2) 登録認証機関による認証手順の情報開示　最後が認証の手順である。当然のことながら，事業者にとっては，登録認証機関の行う具体的な認証の方法が分からないと，どの認証機関に申請すべきか判断しにくいと考えられ，登録認証機関には認証手順に関する情報開示が求められている。

(3) 登録認証機関の業務廃止　登録認証機関が認証業務を廃止したときは，当該登録認証機関の行った認証は，改正工業標準化法上失効することとなる。また，登録認証機関が登録を取り消された場合についても同様である。

このような場合，事業者が引き続き製品に**JIS**マークを貼付するためには，一から認証を取ることが必要となる。

◆参考資料

1) 経済産業省　産業技術環境局　認証課：新**JIS**マーク制度について
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6）

2.6 新 JIS マーク制度での認証取得 ②

認証の手順

（1）認証方式の変更

旧制度の工場ごとの認証方式が，新制度では，

工場の品質管理体制の審査 及び 製品自体のJIS適合性試験

の二つの組合せによる製品認証方式に変更。

（2） 登録認証機関が認証手順を作成する際の基準を定めたJIS

- **一般認証指針：JIS Q 1001**
- **分野別認証指針：例えば，レディーミクストコンクリート，JIS Q 1011**

（3） 登録認証機関による審査

- **工場の品質管理体制の審査 ： 新旧制度で大きくは異ならない**
- **製品試験 ： 登録認証機関は，自らの責任において製品試験を実施。**

p.26

◆解説

2.6 新JISマーク制度での認証取得 ②

認証の手順

登録認証機関は，”対象となるJIS”，”国が定める認証指針” 及び ”この認証指針に基づいて，登録認証機関ごとにそれぞれが定める認証の手順”，という三つの基準を用いて審査を行う。

(1) 認証方式の変更 新制度は，旧制度の工場ごとの認証方式から，製品認証方式に変わったことがポイントである。新制度では，**工場の品質管理体制の審査**及び**製品自体のJIS適合性試験**の二つの組み合わせによる認証に変更された。

(2) 登録認証機関が認証手順を作成する際の基準を定めたJIS 認証指針については，国は登録認証機関が認証の手順を作成する際の最小限の基準について，国際ガイドに基づいて認証指針として作成し**JIS**化している。

指針は，共通基準として一般認証指針を，それから特定の製品分野においては一般認証指針に加え，特例的な事項を定めならないものを分野別認証指針が定められている

(3) 登録認証機関による審査 工場の品賞管理体制の審査及び製品試験が行われる。

・工場の品賞管理体制の審査

新制度の品質管理体制の審査は，品質管理体制（製造設備，検査設備，検査方法，品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件をいう。）が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査するものであるが，新旧JISマーク認定審査プロセスは，大きく異なるわけではない。

・製品試験

新JISマーク制度では，旧制度とは異なり，登録認証機関は，自らの責任において製品試験を行う必要がある [工業標準化法第19条3項（第20条2項）による。]。

製品試験の基本は，登録認証機関が指定する試験所に製品を持ち込んで，規格適合性試験を実施する，つまりJISに記述された試験方法にのっとって，適正な値が出るかどうかの試験をすること。これが基本原則である。

◆参考資料

1) 経済産業省 産業技術環境局 認証課：新JISマーク制度について
（標準化ジャーナル Vol.35 2005.6）

2.6 新 JIS マーク制度での認証取得 ③

3年ごとに 1回以上行う認証維持審査と JIS 改正などに伴う臨時の維持審査を実施。

（1）定期的認証維持審査

a）認証維持工場審査

b）認証維持製品試験

認証維持工場審査時に抜き取った製品サンプルについて試験を実施。

（2）臨時認証維持審査

a）認証取得者が製品仕様の変更等をしようとしたとき。

b）JISの改正により，製品等がJISに適合しなく恐れがあるとき

c）その他

p.27

◆解説

2.6 新JISマーク制度での認証取得 ②

登録認証機関は，認証契約に基づき，認証維持工場審査及び認証維持製品試験で構成される認証維持審査を実施する。

(1) 認証維持審査　臨時の認証維持審査の有無にかかわらず，認証契約を締結した日から起算して，3年ごとに1回以上の頻度で定期的に行なわれる。

a) 認証維持工場審査　登録認証機関は，認証維持工場審査実施し，認証取得者の品質管理体制が品質管理体制の基準に適合していることを確認する。

b) 認証維持製品試験　登録認証機関は，認証維持製品試験を実施し，サンプルがJISに適合していることを確認しなければならない。

(2) 臨時の認証維持審査　登録認証機関は，次に掲げる場合には，臨時の認証維持審査を実施しなければならない。

a) 認証取得者が，認証を行っている鉱工業品等の仕様を変更し若しくは追加し，又は品質管理体制を変更しようとしたとき

b) JISの改正により，認証を行っている鉱工業品等がJISに適合しなくなるおそれのあるとき，又は，認証取得者の品質管理体制を変更する必要があるとき

c) その他

・認証を行っている鉱工業品等が認証製品維持試験に適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制が基準に適合しない旨の第三者からの申立てを受けた場合であって，その蓋然性が高いとき

・認証を行っている鉱工業品等が日本工業規格に適合せず，若しくは，認証取得者の品質管理体制が基準に適合せず，又は，適合しないおそれのある事実を把握したとき

◆参考資料

1) 日本工業規格への適合性の認証に関する省令（http://www.jisc.go.jp/acc/pdf/jismark-shorei.pdf）

2) JIS Q 1001:2005（適合性評価―日本工業規格への適合性の認証――一般認証指針）

ま と め ・・・・・ 第4章 JISの作り方と JISマーク制度の改正

JISの作り方

JIS原案作成は,「 JIS 原案作成マニュアル」に従って行い, JIS原案の申出後も, 規格の維持・管理のためのフォローアップを行うことが必要である。

JISマーク制度の改正

JISマーク制度の改正は, 制度の国際整合化, 民間活力を最大限活用した仕組みへの変更及び制度の信頼性確保, を目的としたものであり, 制度の主たる改正内容は次のとおりである。

- 国際的に整合した適合性評価制度へ,
- 「国」による認定から「民間の第三者機関」へ
- 指定商品制の廃止による表示対象製品の拡大
- JISマーク表示事業者の拡大
- JISマークデザインの変更

演習問題A ・・・・・ 第4章 JISの作り方と JISマーク制度の改正

JISの作り方

a) 11条原案と12条原案の違いは何か。
b) JIS原案作成を開始するにあたり，まず確認すべき事項は何か。
c) 12条申出の事前調査の目的は何か。

JISマーク制度の改正

a) 適合性評価における「認証」と「認定」の違いは何か。
b) 事業者はどのような手段でJISマーク表示ができるか。

p.29
◆演習問題
問題Aの回答例

JISの作り方
問題 a) 11条原案と12条原案の違いは何か
11条原案とは，国が行う調査研究又は原案委託を通じ作成された原案をいい，12条原案は，産業界等が自主的に作成した原案をいう。

問題 b) JIS原案作成を開始するにあたり，まず確認すべき事項は何か。
JIS原案が工業標準化法に適合しているかを，まず確認することが必要です。すなわち， JIS原案が工業標準化法第1条に適合し，かつ，工業標準化の対象とする事項が，同法第2条に適合していることの確認が必要である。

問題 c) 12条申出の事前調査の目的は何か。
「事前調査」は，JIS原案作成の重複の調整，JIS原案の内容の適正化，JISCによるJIS原案の審議スケジュールの調整等を行うことにより，申出後に受理を拒絶されるリスクの回避等を図るとともに，JIS原案作成への標準化戦略の適切な反映を図ることを目的としている。

JISマーク制度の改正
問題 a) 適合性評価における「認証」と「認定」の違いは何か。
「製品，プロセス，サービスが特定の要求事項に適合していることを第三者が文書で保証する手続き」を認証という。 権威ある機関が認証機関を審査し，認証を遂行する能力のあることを公式に承認する行為を認定という。

問題 b) 事業者はどのような手段でJISマーク表示ができるか。
新JISマーク表示制度下で事業者は，新JISマークによるJIS適合表示，JIS適合の自己宣言及びJNLA試験証明書を活用したJIS適合の事項宣言を行うことができる。

演習問題B ・・・・・ 第4章 JISの作り方と JISマーク制度の改正

JISの作り方

a) JIS原案が，規格として満たすべき必要な条件は何か。
b) 製品又は加工技術についてのJIS原案で，JIS マーク表示を目的とした規格に求められる内容は何か。

JISマーク制度の改正

a) JISに基づいて製造された製品であれば，全てJISマーク表示を行うことができるか。
b) 登録認証機関は，製造業者等がどのような事項に該当する場合，認証を取り消すことができるか。

参考資料 ・・・・・ 第4章 JISの作り方と JISマーク制度の改正

1）法令・省令
- 工業標準化法
- 日本工業規格への適合性の認証に関する省令

2） JISC資料：ホームページ（ http://www.jisc.go.jp/ ），ほか
- JIS と標準化活動／JIS 制定等のプロセス
- 適合性評価／適合性評価について
- JIS 原案作成マニュアル，平成15年8月27日（改正版）
- 日本工業規格 ： JIS Z 8301:2005 （規格表の様式）
- JIS Q 1001:2003（適合性評価―日本工業規格への適合性の認証― 一般認証指針）

3）経済産業省資料：ホームページ（http://www.meti.go.jp/），ほか
- 新JISマーク表示制度入門（JSA／標準化ジャーナル，Vol.35，2005）

4）JSA資料： ホームページ（http://www.jsa.or.jp/），ほか
- JIS原案作成のための手引き，平成18年7月，第8版